

富山県手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第54号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の275の4の項を同表の275の6の項とし、同表の275の3の項を同表の275の5の項とし、同表の275の2の項を同表の275の4の項とし、同表の275の項の次に次のように加える。

275の2 家畜改良増殖法施行規則 （昭和25年農林省令第96号）第38 条第1項の規定に基づく家畜人工 授精所の開設の許可証の書換交付	家畜人工授精所開 設許可証書換交付 手数料	1,700円
275の3 家畜改良増殖法施行規則 第39条第1項の規定に基づく家畜 人工授精所の開設の許可証の再交 付	家畜人工授精所開 設許可証再交付手 数料	1,700円

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(財 政 課)